

# 委員会の窓

12月議会に上程された議案は、総務文教委員会及び厚生建設委員会に付託された21件について審査を行いました。その主な審査内容と結果をお知らせします。

## 総務文教委員会

議案 3 件

**議案第 56 号 広陵町行政組織条例及び広陵町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて**

**問** 「生活部」を構成する課の内訳は？

**答** 住民課、保険年金課と、従来の保健衛生課の保健センター業務以外の公害、衛生、墓地、火葬場等の事務を執る生活環境課及びはしお元気村も生活部に入る。

**結果** 全員一致で可決すべきものと決しました。

**議案第 57 号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正することについて**

**結果** 質疑、討論もなく、全員一致で可決すべきものと決しました。

**議案第 63 号 平成 24 年度広陵町一般会計補正予算（第 4 号）**

**問** 雑入 75 万円の内容は？

**答** 平成 25 年 1 月から公営企業としての水道事業が役場庁舎 2 階に上下水道部として移設されることから事務所借負担金として 1 か月 25 万円を 3 月までの 3 か月分。

**問** 衛生費として計上されている予防接種委託料 2,800 万円の内容について、なぜこのような多額の補正がこの時期に起きるのか？

**答** 従来の生ポリオワクチンから不活性化ポリオワクチンへ切り替わったことで生じる費用増約 1,400 万円が主で、現在任意接種であるヒブワクチン、小児用肺炎球菌などの需要増に対応するべく多額の補正予算を計上した。

**問** 水道局の本庁舎移転後、現南郷配水場の跡地の利用について？

**答** 公有財産有効活用検討委員会で町の活性化のための利用方法を検討していく。

**結果** 全員一致で可決すべきものと決しました。

## 厚生建設委員会

議案 18 件

**議案第 47 号 広陵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について**

**問** 地域独自の単価や運営協議会については？

**答** 独自の単価を用いず、国の規定に準じた内容での制定である。

**結果** 全員一致で可決すべきものと決しました。

**議案第 48 号 広陵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について**

**問** 他市町村の行う地域密着型介護予防サービスを受けたい申し出があった場合の方法は？

**答** ケア・マネージャーから市町村へ申し出をして、サービスを利用したい市町村とサービスを提供している市町村が「区域外指定」の文書を交わし、県や連合会での準備をすることで利用可能となる。

**結果** 全員一致で可決すべきものと決しました。

**議案第 49 号 広陵町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について**

**結果** 全員一致で可決すべきものと決しました。

**議案第 50 号 広陵町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について**

**問** 権限移譲されたことによる改正で、県と町の基準の優先は？

**答** 道路の形態にもよるが要綱等で整理していきたい。

**結果** 全員一致で可決すべきものと決しました。

**議案第 51 号 広陵町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について**

**結果** 質疑、討論もなく、全員一致で可決すべきものと決しました。

**議案第 52 号 広陵町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について**

**問** 自転車歩行者道について幅員 3メートル以上を確保していくの？

**答** 全て 3メートルを確保していく方針は無く、植栽や街路樹により細くなっている既設の歩道は点検を重ね危険を回避する努力をしていく。

**結果** 全員一致で可決すべきものと決しました。

以上 6 件、次ページへと続く